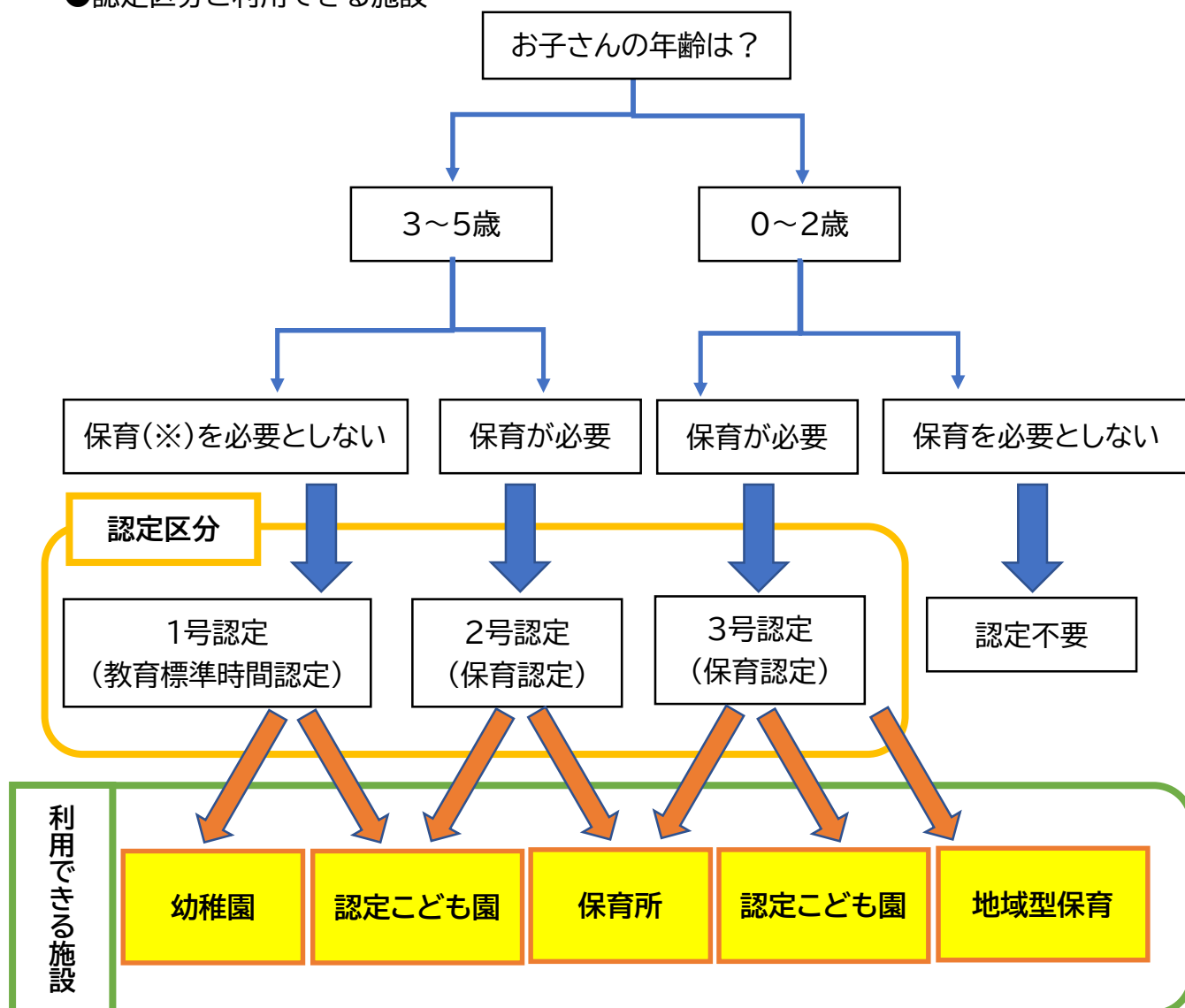


教育・保育給付における認定について

幼稚園・保育園等を利用する場合、認定を受ける必要があります。
認定区分と利用できる施設の関係は次のとおりです。

●認定区分と利用できる施設



※表中の「保育」は、「保育を必要とする事由」を意味します。次のいずれかに該当することが必要です。

○就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業(3歳児以上)など

◎『保育の必要量』…保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」:最長11時間(フルタイム就労を想定)
- ・「保育短時間」:最長8時間(パートタイム就労を想定)

◎『教育標準時間』:保護者が就労や妊娠・出産などの保育に必要な事由に相当しない場合であって、4時間程度の通園が可能です。